

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 8月 1日

宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

- 1 (1) 手続番号 第3503-2023-0111号
(2) 手続番号 第3503-2023-0112号
(3) 手続番号 第3503-2023-0113号
(4) 手続番号 第3503-2023-0114号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
(1) 東臼杵郡門川町大字川内字土々呂平1092番
(2) 東臼杵郡門川町大字川内字松ヶ原1233番
(3) 東臼杵郡門川町大字川内字松ヶ原1238番
(4) 東臼杵郡門川町大字川内字松ヶ原1238番3
- 3 地目 (1) ないし(3) 山林、(4) 墓地
- 4 地積 (1) 404㎡、(2) 310㎡、(3) 785㎡、(4) 89㎡
- 5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
(1) 河野友吉、(2) ないし(4) 川野友吉
- 6 表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所
宮崎縣東臼杵郡門川村大字川内1261番地
川野友吉（昭和2年3月3日当時）

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 8月 1日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

- 1 手続番号 第3503-2023-0125号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
東臼杵郡門川町大字川内字下大池7682番2
- 3 地目 池沼
- 4 地積 53㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
岩井傳治
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 8月 1日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

- 1 手続番号 第3503-2023-0126号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
東臼杵郡門川町大字川内字大内原6615番
- 3 地目 畑
- 4 地積 152㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
・江川セツ
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 8月 1日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

- 1 手続番号 第3503-2023-0127号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
東臼杵郡門川町大字川内字本ツヅラ5972番
- 3 地目 ため池
- 4 地積 482㎡
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
松本金太郎
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在[令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ]

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 8月 1日

宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

- 1 手続番号 第3503-2023-0128号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
東臼杵郡門川町大字川内字清水谷2036番3
- 3 地目 宅地
- 4 地積 101・89㎡
- 5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
吉田新吉
- 6 表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所
宮崎縣東臼杵郡門川町大字川内村2086番地
吉田道治（昭和13年8月13日当時）

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年 8月 1日

宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎

記



- 1 手続番号 第3503-2023-0129号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
東臼杵郡門川町大字川内字鳶巣7789番2
- 3 地目 畑
- 4 地積 79㎡
- 5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
岩倉久市
- 6 表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所
宮崎縣東臼杵郡門川町大字川内村7798番地
炭倉栄吉（昭和14年5月15日当時）